

甲府市ヤングケアラー配食支援モデル事業に係る弁当宅配業務 仕様書

1 業務の名称

甲府市ヤングケアラー配食支援モデル事業に係る弁当宅配業務

2 概要

ヤングケアラーは、本来大人が担うとされている食事の用意などの家事や家族のケアを日常的に行っており、その負担の大きさから、心身の不調や勉強の時間を持つ余裕がないなどの問題を抱え、学業や進路等に支障をきたしている場合がある。

このことから、ヤングケアラーに心と身体を休める時間を持ってもらうことを目的にヤングケアラーに対する配食事業に係る一連の業務を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

本市が指定する対象者への弁当等宅配業務

(1) 対象地域

甲府市内全域

(2) 対象世帯

本市子育て支援課子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」(以下、「当センター」という。)が指定する対象世帯

※当センターに相談があり、配食支援が必要と認められるヤングケアラー(対象者)とその家族で構成される世帯。

※対象世帯の情報は、当センターより、Excel等で作成した配食支援計画をメール等で受け渡す。

(3) 配達頻度、期間等

- ① 当センターから対象世帯情報の提供があつてから2週間以内に最初の配達を行う。
- ② 週1回(土日・年末年始を除く。)の配達を概ね3か月間継続することを基本とする。ただし、対象者の状況により、配達期間を変更する場合がある。
- ③ 配達日、配達時間は、当センターが策定する配食支援計画にて指定する。
- ④ 配達は、12時00分から18時00分までの間に行うものとする。

(4) 配達物の内容

当センターが指定する個数の弁当(以下に示すもの)を手配し、対象者へ配達する。

- ① 冷蔵または冷凍の弁当であること。
- ② 惣菜が6品以上あり、そのうち、肉、魚等の主菜を1品以上含むこと。
- ③ 弁当には白飯を含むこと。または包装米飯(白飯)を同梱すること。
- ④ 弁当ごとに食物アレルギー表示を行うこと。
- ⑤ 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づき調理した弁当であること。
- ⑥ 容器は、回収型または使い捨てとし、回収型の場合、7日以内または次回の配達日までに回収すること。

(5) 配達方法

配達員による手渡しを基本とし、不在の場合は置き配とする。いずれの場合も配達物を発砲スチロールのケース等に入れ、密封した上で、封印シール等を貼り、配達し

た当日に開封した場合でも衛生上問題がないように保冷剤、ドライアイス等で保冷すること。

(6) 配達のキャンセル・変更

配達のキャンセル・数量変更については、前日の17時まで対応可能とすること。

(7) 見込件数

30世帯1,080食

※当センターへの相談状況により変動することがある。

4 契約内容

単価契約とする（上記見込件数を計算対象とした、1食ごとの単価契約）。

なお、単価には、運送費、事務費など、本業務に係るすべての費用を含むものとする。

5 実績報告

受注者は、毎月10日までに「甲府市ヤングケアラー配食支援モデル事業実施報告書」により前月の実績を報告するものとする。

6 遵守事項

(1) 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に限りあらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 秘密の保持

受注者は、本件業務遂行に関連して、発注者から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等について

受注者は、本事業に関わる職員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、個人情報を、目的以外で利用してはならない。また、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、委託業務終了時には、発注者から受渡した情報資産を返還するものとする。

(4) 報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本件業務の履行状況について報告を求め、調査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

(5) その他

本仕様書に疑義が生じた場合、受注者は直ちに発注者に申し出て、双方協議するものとする。なお、仕様書に記載のない事項についても、必要と認められることは、協議の上、受注者の責任において適正に実行すること。

以 上

令和 年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

(受託者)

住 所

氏 名

⑩

令和 年 月分甲府市ヤングケアラー配食支援モデル事業実施報告書

1 配達件数 _____件

2 配食個数 _____個

3 請求金額 @ 円× _____個 = _____円